

別表 4 健康情報等の分類と同意取得の有無・方法

<p>①法令（独立行政法人国立高等専門学校機構関係規則を含む）に基づき、収集する情報</p>	<p>教職員本人の同意を得ずに収集することができる。</p>
<p>②法令（独立行政法人国立高等専門学校機構関係規則を含む）で定められていない項目について収集する情報</p>	<p>適切な方法により教職員本人の同意を得ることで収集することができる。取扱規程に定めている情報に関しては、本取扱規程が、教職員本人に認識される合理的かつ適切な方法により周知され、教職員本人が本取扱規程に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、当該健康情報の取扱いに関する教職員本人からの同意の意思が示されたものと解する。</p>